

日本経済思想史 第14回

2004年度冬学期

武田晴人

‡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

講義の概要

- 1-1. 課題設定と講義の進め方
- 1-2. 企業観の変遷
- 2 日本人の企業観
- 3 株式会社と株主
- 4-1 市場と取引
- 4-2 手段としての競争と協調
- 5 契約
- 6-1 勤勉とは何か 時間の規律
- 6-2 職人から従業員へ
- 6-3 立身出世とホワイトカラー
- 7 国益と国富
- 8 最後の拠り所としての政府
- 9 在来産業と殖産興業
- 10 石黒忠篤と小作問題
- 11 民間経済思想－自由民権家の経済思想

1. 課題の設定と講義の進め方

● 経済思想史の課題

経済学説史が学問としての経済学の理論の変遷を追いかけるのに対して、経済思想史は、人々の慣習や行動、制度の中に埋め込まれている考え方＝「経済観念」を明らかにすることを通して、経済学の分析の基礎となっている概念を相対化し、歴史的な分析＝経済史学研究によりリアルな分析道具を提供することによって歴史認識を豊富化させ、ひいては経済学そのものにも基礎的な考え方に見直しを求め得るという役割を担う。

帰納法的なアプローチ

- 伝承されている慣習や人々の「言説」から得られる、帰納法的に得られる「原理的な考え方、概念」を明らかにしていく。
- 言葉の意味は変わるし、それが表象する現象・内容も変わる。従って、そうした意味をその時代に即して考える必要がある。ただし、実証的な手続きはそれほど容易ではない。
どれほどの数の例を示せばそこから帰納された「経済観念」の適切な理解であるか、ということはあらかじめ示せる基準としては見出し得ない。
- そうした概念理解の適切さは、それによって当時の経済的な状態を説明しうる道具立てとなるかどうかということに関わっている。つまり、説明力のある仮説として利用可能かどうか、それは実証的な経済史研究の中にいきるかどうかにによって、成果の程度が図られることになる。

比較史的視点の有効性

● 留意点

こうしたアプローチはしばしば個性的な記述に陥って、たとえば、だから日本は特殊な社会なのだというような結論を導きやすい。

そうした失敗を犯さないために、ここでは、日本の現実から得られた理解について、できるだけ外国との比較を通して相対化し、そこに見出される普遍性と特殊性とを明確に分別する。

企業観について

- 戦間期に、「企業観」がアメリカを先導役として変容した。
「経営者資本主義」の優位
- 企業形態の差異は 出資のリスクの処理の方法によって生ずる。
 - ① 企業の機能は、出資者の金を預かって増やすことと定義された企業観と
これに対抗する
 - ② 財やサービスの生産者としての企業の機能を重視する企業観
- マルクス経済学流に言えば自己増殖する価値という意味での資本概念と同一なのは①の企業観 これはプリンシパルエージェントの関係で説明しうるもので「金儲け」が自己目的化する。
- そうした企業観の否定が同友会につながる企業観

出資者

- 宮本又郎氏によると、その重要なポイントは、
 - ①大元方財産の持分権が六本家、三連家に限定されたことと、
 - ②各家の相続が単独相続とされたことであったが、さらに重要なことは、
 - ③各家が持分権に相当する財産を分割請求したり、処分することが永久にわたって認められないとされたことである。

つまり、各家は持分権という形での所有権は有するものの、その権益は共同財産から得られる収益の分配に預かることに限定され、**財産処分権は排除された。**

家業に対する同族の所有権に関してきわめて重要な制限が付されていたのである。

専門経営者の覇権

- それは同時に、株主の権限が弱く、経営者の果たす役割がきわめて大きい、第二次世界大戦後の日本にも共通する企業経営の特徴。
- 戦前と戦後で最大の相違点は、経営者の覇権を保証する安定株主が、戦前期には総有制の原則によって行動を制約されていた同族とその下にあった財閥本社であったのに対して、戦後には株主の安定性が株式の持ち合いによって維持されていることであろう。
- 江戸時代からの総有制的な事業経営の伝統は、近代に入ってから財閥の経営組織の原理として継承されることによって、経営の安定性・永続性を、出資者の恣意性の排除、事業資産の分散の防止、利益の内部留保による再投資資金の確保、専門経営者の登用などの方策を通して実現することになった。

企業観の国際比較

- コールによれば、「相続という制度が存在するためであろうが、企業者活動の世界では、最近の社会の他のどういう活動分野におけるよりも、**家族の安定性ということが一段と大きな意味を持っている**」という。この捉え方は、ヨーロッパの歴史においては、「**企業経営活動が、家族の基礎を築くという目的のために追求され、また『維持された』**」ケースが数知れずある」と見なしていることに由来している。

株主の発言権――2つの事例の意味

- いずれも、株主は経営の中長期的な改善計画を樹立することをもとめ、司法的な手段も用いて総会の決議などの無効を申し立てるなど、最大限の抵抗を示し、結果的には、そうした発言の機会を通して、企業の存立に深く関与した。
- しかも、その介入の内容は、単に高配当を求めるというものではなかった。
- 従って、株式会社制度が導入されてから、その制度に則って株主が経営に発言権を行使することが、当然のことのように行われていたが、それは単純な短期的視点での配当要求ではなく、企業活動の永続的な発展を求める企業観と相容れないものでもなかった。

明治から昭和初期へ

- 第一次大戦の株式ブームを経て、株式市場への参入者が、投資家も企業も増加する中で、こうした事例から僅かに20年ほどで株主は亡国を論じられるほどとなり、むしろ非市場的なモニタリングを実現していた財閥への期待が表明されるようになる。
- この間に株主としての企業への期待は変わったのかもしれない。
- 日高千景のイギリス綿業の衰退に関する研究
- 資産の水増しによる国際競争力の欠如
 - つまり、企業を短期に金のなる木に見立てる底流には同様の傾向があったかもしれない。
- 企業に対する日本人の考え方のなかに、株主優位の考え方が受け入れられなかったわけではない。そして、そうした考え方の弊害の指摘を受けて、異なるガバナンスの仕組みが望ましいとされていた。

4-4 取引の倫理

- アゲイチの事例に関連して重要なことは、年に一回の取引の機会にも係わらず、売り手と買い手との間に暗黙の契約がなりたっていたこと。
- 市でスムーズな取引が成り立つためには、このような信頼の関係が重要であった。つまり、歴史的な文脈で市の機能を見ていくと、そこには長い期間にわたって築き上げられた「信頼」の枠組みが大きな意味を持っていることが分かる。
- このような商売のあり方が、日本人の商取引についての考え方の中に大きな影響を残している
- 繰り返し頻繁に行われる取引の場合には、一度限りしか通用しない不正行為や「だましあい」を、中長期的には排除することになるかも知れない。しかし、そうでない場合には、機会主義的な行動は自らの首を絞める可能性が高いものであった。前章で見たような家業の永続性を求めていく事業観のもとでは、目前の利益ではなく、信頼に基づく長いつきあいの客先を確保することが重要であった。

その場限りの取引

● もちろん、日本の商人たちが機会主義的な行動をとらなかったかといえ、そんなことはなかった。近世期に成長した商人たちには、近江・伊勢などの出身者が多かったが、彼らは、かげでは「近江泥棒、伊勢乞食」と軽蔑を込めて呼ばれたし、天下の台所を切り回す大阪の商人たちは「上方の贅六」と笑われたという。こうした呼び方は、士農工商の身分秩序によって育まれた商人観・商業観（賤商思想）に基づくだけでなく、商人たちの売り方のなかに、人々が何か胡散臭さをかぎ取っていたことを示している。

安く仕入れて高く売る

- 商人たちが安く仕入れて高く売ることができるのは、どこでも同じ値段ではなかったからであった。しかし、高く売ることにより高い利益が得られたとしても、それ自体としてはその社会の生産性を上げることにも、社会的な富を増やすことにもならない。
- もちろん、需要や供給の地域的な偏りを是正するようなかたちで商取引が拡大していけば、それぞれの地域の特産品の生産が刺激され全体としてその社会の生産量は増えていく。従って、他の地域に売ることができるような生産物は、それぞれの社会にとってきわめて重要なものであった。
- しかし、近代社会が成立してくるときに、その経済的なメカニズムとして際だっていたのは、分業や協業の発展のなかで、機械の利用が進み、生産性が拡大し、大量に均一の製品が作られていくようになったことであった。

取引をめぐる行動原理

- 古典派経済学が着目したのも新しい経済システムのこのような特徴であった。彼らは、新興の産業資本家たちが機械制大工場のなかで、それまでの人類の歴史では実現できなかったような労働生産性の上昇を実現していることに注目した。
- 「安く買って高く売る」商いの方法＝商人資本的な行動、
- 生産性の上昇を実現するような生産方法の改善に富の源泉を求める事業方法＝産業資本的な行動
- この二つを区別すると、後者の方法が経済の成長の源泉。競争も、そうした行動を促す手段。

なぜ、協調が是認されるか

一つの解答の仕方としては、

● 効率性に関しては、経済学者たちの想定とは異なって管理的な価格、あるいは硬直的な価格が市場で観察されたとしても、

そしてそれが競争を制限した協調的な企業行動の結果だとしても、

● コストをめぐる競争のなかで説明したように、そこには激しい競争を内包し、経済の効率性を向上を妨げるものでないからではないか。

● 同時に、競争の弊害による社会的なコストの方が、企業の共同行為などによって生じる社会的なコストよりも小さいと判断されるような状態が存在したのではないか。

「共存共栄」という理念

● 小売商業問題における同業者の「共存共栄」。——百貨店の進出に対する対抗の論理

つまりは反独占の論理

- 戦後日本の合理化カルテル、不況カルテルなどが通産省の外貨管理などの権限を背景とした行政指導によって有効に機能した面が強いことは、合意形成とその遵守を保証する場合に監視役の果たす役割の大きさを示唆している。
- 談合問題が大きな事件となるのは、談合協定の背後に政治の影響力が見え隠れするからだが、そうした事実も協調の難しさを示している。協調を維持するために政治が介入し、そこに腐敗の温床があるとすれば、こうした手段は受け入れがたいものとなる。
- 従って、このような協調的な市場行動が受け入れられる基盤には、**合意の形成やその遵守の保証**が当事者間で実現し得るような条件が必要となる。 → **契約の問題**

契約に関する考察のまとめ

- 契約観念の曖昧さ
- 事前の契約に対する成り行きによる契約内容の変更 = 初期の契約の拘束性の小ささ
- その基盤となっている紛争解決のルールと解決の相場観の共有
- 話し合いの持つ意味の相違、つまり解決策を見出すための「知恵」を生む場なのか、それぞれの利害を主張する場なのか。
- 行司役が必要とされる、合意形成。その公平さが話し合いの解決策の正当性を支える。

労働観——労働の主人

- 伝統的な社会では、自作農民にしる職人にしる、彼らの労働の形態は、主人のいないものであった。
- 農民たちは、自然条件に左右され、絶えず災害の発生に気を配り、作物の成育状況や天候に応じた農作業を間断なくこなしていかなければならなかったが、それをどういう順序でいつやるのかの判断は彼自身の決断にかかっていた。
- **労働の主人は彼自身だったのである。**
- 生きていくために生活のほとんどの時間を使い、肉体をすり減らして働き続けなければならなかったけれども、それを決めるのは農民たち自身であった。

与えられた時間の規律

「決められた時間決められた仕事をする」こと

これが近代の勤勉さ、雇用者の視点からの意味

- 工場労働になると、その分業や協業の体系にそって労働者は、決められた時間、決められた仕事をやることを求められる。そこには仕事に関する働き手の裁量の余地は小さく、労働の主人は、経営者であり、資本家だということになる。
- こうして自主性を失っていくところに、近代の労働の特徴がある。それ故に忌避されるべきものとなったのではないか。

終身雇用の起源

複数のゴールの意味

- 長期の選抜過程での積極的淘汰 そのための途中のゴール。
←少数の勝者しか生まない方式
- 奉公人たちに高い意欲を持ち続させるために、奉公人たちの生涯の生活設計が立つように、自立の道を与え、それまでの努力の成果によって、自立するときの条件に差を設けた。
- しかも、彼らの自立は多くの場合、程度の差があるとはいえ同じ暖簾、同じ屋号の下での営業を基盤としていたから、そこで培われる一体感は、三井家という経営体に凝縮することになった。三井の信用を高めるように在職中に努力することは、直接的に自分の地位や報酬を上げるだけでなく、将来の自分の商売の信用を高めることでもあったからである。
- ←現代の終身雇用の起源 子会社への出向や転籍などの制度も含めて、長期の雇用の保障

- 一連のデータは、長期勤続を志向するような「働くこと」についての考え方に、国を超えた共通性があり、それは、「雇われて働く」という近代に特徴的な労働の形態にとって、それほど例外的なことではないことを示している。
- そして、そこでは、労働力市場が人間という主体の労働の支出であることに関わって、他の商品やサービスなどの市場で売買される財とは異なる特性を持っているということの方を浮き彫りにしているのかもしれない。
- RGウイルキンソン『経済発展の生態学』には、文化人類学的な研究を基礎として、次のような印象的な文章が記されている。

すなわち、「焼き畑方式によっている耕作者たちの年鑑平均労働時間数は、・・・500から650時間」、経済発展のために集約的な農業への転換は、土地生産性を上昇させたが、労働支出の大幅な代償を支払うことになった。

- また、ドミニク・メーダ『労働社会の終焉』には、ヨーロッパ社会では、古代からの伝統的な考え方の中に、生命維持のための課業を軽蔑し、市民としての自由は、そうした課業からの解放によって得られること、そこから「真の生活は余暇の生活」にあるという考え方が生まれていると指摘される。
- そして、アダムスミスの時代に、はじめて労働は富を生むが故に好ましいものとして受け入れられたという。労働価値説に典型的に見られるこの考え方は、労働を個人的自由のもっとも高度な表現として認めることになるが、そのうえで、資本家的な経営における「搾取された」労働には「疎外された」という負のイメージが与えられた。
- 日本の近代以前の社会に、このような労働を軽視し、人間の本来の姿ではないとするような明確な主張は見いだせない。むしろ、近代に入って「労働」という言葉が翻訳後として定着する中で、日本人は「労働」を二重の意味でマイナスのイメージを持つものとして発見し、受け入れることになったのではないか。つまり、それは一面では人間として自由な活動ではないし、近代のそれは、「疎外されている」というように。

国益とは何であったか

- 斎藤説に従えば、貿易拡大に貢献することが「国益」を実現する道であり、
- 藤田説に従えば、国富の拡大に生産の増加によって貢献することが「国益」を増大させることになった。
- いずれにしても、このような経済面で拡大志向を強調し是認する経済観のもとでは、企業家は私利の積極的な追求を通して国に貢献しているという意識を持つことができたということになる。
- 彼らが国権志向的なイデオロギーと親和的になり得たとすれば、こうした経済観が背景にあったからだと考えることもできる。

前田正名の経済思想

- 彼の考えは、自生的近代化にとって不可欠な国内市場の形成を主張するものではなく、在来産業の輸出化を中心とするものであった。それゆえ外貨を獲得し、経済の軍事化、資本主義の育成をはかろうとする政府の政策と正面から対立するものではなかった。しかもこうした在来産業の輸出化は、製糸業の肥大的発展を生み出し、日本資本主義に構造的虚弱性を刻印することになる。 鈴木裕二「前田正名の殖産興業政策」

第二次大戦後の政府企業間関係

- 第一に、政府は「市場の規律」を明確化し、これを守らせるための「最後の拠り所」となることを重要な役割の一つとしていた。
- 第二に、独禁法の制定とともに、「市場の規律」は経済界にとっては過度の「規制」と感じられるようになり、この過度の規制から逃れるために通産省などの所管官庁による「保護」を求めることになった。つまり、「お上」は、独禁法という市場のルールの適用を逃れるための隠れ蓑の役割を持った。
- 第三に、産業の発展などに対する保護・育成の役割は政府に期待された役割となっていた。その場合には、「過当競争」に陥りがちの競争関係を秩序立て、不況期の価格協定や設備の廃棄、好況期の設備増設の順番調整など、民間の自主的な調整では完全な遵守が期待できないかもしれなかった協定の番人として、この話し合いの行司役を政府が務めることになった。

認識の転換

- こうした役割は、
 - ①「貧困な国日本」という共通の認識のもとに、
 - ②輸出依存型の発展を志向する経済運営のなかで成立し機能するものであった。
- 日本が自らを「経済大国」と見なすようになり、各企業が国際競争力に自信を持つようになってくると、この政府と経済界との関係は、それまでの依存関係とは反対に、「政府からの自由」を求める動きによって緊張関係に変わることになる。
- 従って、このような政府規制の介入への過度の依存を是正することを目標とする規制緩和の流れが1980年代以降に明確化することは、当然の帰結でもあった。

規制緩和の考え方

- このような規制緩和の動きを具体化することになった直接のきっかけは、内需拡大を要請する外圧であり、
- 同時に、破綻状態に陥った政府財政の立て直しが必要だという内圧であった。
- 金のかかりすぎる政府は、企業にとっては高い法人税率を要求する、つまり財政破綻のつけを経済界に回してくる厄介な代物に変わりつつあった。
- この時代になると、政府は、経済界のパトロンの位置を下り、むしろ、時にお節介にすぎるほど口うるさく、それでいて無心ばかりする存在になっていた。立場は逆転しつつあった。

- この金がかかりすぎる政府を改革するには、消費税などの新しい財源を求めて企業に負担がかからないように租税制度を改革するか、規制を緩和して財政支出を削減するしかなかった。
- しかし、こと増税に関しては、国民も敏感に反応した。税金がどのように使われているかについては比較的無関心な日本人も、税金がふえることについては明瞭に反対の意思を表明した。その結果、政権党の基盤が増税反対の声のなかで動揺し、政治的な安定が損なわれた。政治不安は、経済界にとっては望ましいことではなかったから、規制の緩和による「小さな政府」が求められた。

田口卯吉の経済思想

- これに対して田口は「財政の困難を論ず」(『東京経済雑誌』第八三号、一八八一年一〇月三日)で、
- 現在の政府財政の困難は維新以来政府の事務が多端であることによるが、「事務の多端なるは政府たる者の本質に非ずして実に其病なり」。政府の本務は「国民の権利を保護すること」にあり、政府がその本務を専行するならば歳入は十分であって決して財政困難にならないであろう、と批判する。そして田口は、政府が国民の権利を保護するのに対してのみ国民は政府の財政を負担する義務があるのであり、政府がその歳入を「百般の事業に濫費」してその本務を忘れるときは、「人民たるもの何ぞ奮て其財を出すに勇なる事を得んや」。

石黒農政の意図

●「私は相当の犠牲を払っても、農業を保護することに依って、或は鈍重の譏りがあるかも知れないけれども、我国の国民性として寧ろ鈍重の分子は少しでも余計尊重しなければならぬのでありますから、其の心身共に健全なる男女を、我国の農地に或る程度まで留め置くやうな方策を執ることが、出費を厭はず国家社会が為すべき事であろうと考へるのであります。今日の我国の農業の地位が、**主要食糧の大部分を供給して居ると云ふやうな事実**に於て、又現に**国民の過半数が農業に依って衣食して居ると云ふやうな事実**に於て、又輸出入貿易に付て、我国の国際貸借を決済致すものは、小農家の子女の引出す細い生糸の一本の筋に懸って居るものであると云ふやうな事実に基づいて、……商工業有らゆる方面に男のみならず女の健全なる労力を供給する淵源であると云ふ点に於ても、其根源たる農村を相当に保護しなければならぬ必要が国家社会の上にあると斯う思ひます。此の見地から致しまして農業将来の進展に関して執らざる可からざる手段を決定すると云ふ事は、単に産業上の問題であると云ふよりも、**寧ろ政治上の問題であり社会上の問題であると云ふ方が宜しい**」。

小作人の主張の根拠——収支計算書

● この理由書には、二つの小作収支計算書が添付されており、それを表3-1と表3-2に示した。表3-1は一九二四年の米価を基準にしたものであり、表3-2は一九一四年から二三年の平均米価にもとづくものである。「理由書」では、この両表をもとに小作人一人当り手間賃を計算し、表3-1では八九銭九厘に、また表3-9では六四銭六厘にしかならないとする。これに対し、鶉村における農業手間賃の日当は二円五〇銭であり、全国平均でも一九一九年以降は一円五〇銭を下らないとして、小作人の手間賃がいかに少ないかを訴えた。そのうえで「理由書」は小作料減額の必要性を次のように主張した。

● 「道理上、私共小作人は米作によつてどんなに**少くとも普通の農業労働者が取る手間賃と同じ位の所得がならぬものと信じてをり、またどの点から考へてもさうしなければならぬことと存じます**(中略)。私共が今日どうしても忍びがたいことは、本村の小作料即ち私共の支払つてゐる小作料は日本一高く、どこにもその類例がないという一事です」

- 農村の問題を前田は、政府の助力の下で組織化を進めれば解決できると考えていた。
- 田口はただ税負担を軽くして、政府のよけいな介入がなければ自力で発展できると考えていた。
- この二人に対して、福澤は、前田の産業政策的な介入には批判的だが、田口の小さな政府論には「国権」論的なスタンスから反対してた。
- 時代が下って、大正期になると、
- 社会問題として捉えようとする石黒の視点は、弱者救済という意味では、現代的な福祉社会の構想に近づいている。
- これに対して、小作農民たちは、まずは経済的な問題として、厳密な計算による利得の問題として対応する。

- それは明治期の論者たちが想定していた農民、つまり商品生産者として自立して発展していくという姿とは異なって、農業労働者という意識が強いものだった。
- もちろん、このような小作農民たちの行動自体が、伝統的な経済観念からの離脱を意味することになる。
- かつて労働は、極限までの労力の支出を求めるようなものではなかった。
- 「人間の生活様式は、特定の文化体系の産物であり、そのなかで成長する。」ポメラント『経済発展の生態学』
- 「多くの前工業化社会では、生存を維持するためだけの労働しかせず余暇を最大にする方を好んでいたが、産業社会の人々は、最低限以上のものを確保するために喜んではずき続けている。前工業化社会では、経済学者が余暇選好と呼ぶところの傾向を示す」(同前)

- ゾンバルト「資本主義の誕生期においては、企業家が資本主義をつくるが、より発達した段階になると資本主義が企業家を作る」
- ブルデュー「農民は、前年の農園から得られた所得に従って消費するのであって、これからの所得を見込んで消費するのではない。さらに、過剰な収穫が得られたときには、農民は、余分の麦や大麦を、直接財として扱い、それらを消費のために蓄えておこうとする。つまり、それらを種子として蒔いて未来の収穫量の増大を期待しようとすることはせず、将来の生産を、招来の消費のために犠牲にする。

- ブルデュー「ホモ・エコノミカスは、あるアプリオリの演繹の帰結であり、しかる後、それは経験において、少なくとも統計的に確認されることがめざされる。・・・経済学者は、暗黙にせよ明示的にせよ、資本主義システムが可能となるためには経済人はどのようにあるべきか、と、自問してから、資本主義的人間に固有の経済的意識のさまざまな範疇を、経済的、社会的条件から独立した普遍的な範疇と見なそうとする。それとともに、経済学者は、経済的意識の構造が、個人的および集合的に生成されるということを看過してしまう危険を冒すのである。

試験について

- ①持ち込みは、「不可」です。
- ②問題は、基本的に論述式の設問に答える形式となります。

● ありがとうございます。

武田晴人

● 最後に、講義評価にご協力ください。